資料提供

令和3年9月2日課名:産業廃棄物対策課

担当:河村 内線:2962

外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である成豊工業株式会社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

(処分機関:広島県産業廃棄物対策課)

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者(住所)	世いほうこうぎょう 成豊工業株式会社 代表取締役 渡部 哲平 (広島市西区井口五丁目 13 番 19 号)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許 可 番 号:第 03409165889 号 許可年月日:平成 29 年 5 月 16 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和3年9月2日
処分理由	同社は、令和3年7月20日付けで、広島地方裁判所から破産手続開始の決定を受けた。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当するものとして 法第14条第5項第2号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ロ に規定する者に該当するため。